経営サポート情報 VOL.203

Topics

後継者のいない中小企業が存続するために利用出来る補助金

中小企業が事業承継を行う際、まず「身内に後継者がいないか」を探します。それがいなければ、「従業員で継ぐ人がいないか」を探します。それもいなければ、選択肢は「社外から後継者を雇う」「M&A」「廃業」の3つしかありません。
「廃業は避けたい。でも、会社を売却するのはしたくない」という場合は、「社外から後継者を雇う」ことになります。そんな場合に使えるのが「事業承継・引継ぎ補助金（事業承継トライアル型）」です。

1. 「事業承継・引継ぎ補助金（事業承継トライアル型）」補助金を利用するために実施すること
この補助金を利用するためには、以下の事業を行う必要があります。
(1) 事業承継計画の策定等
円滑な第三者承継の実現に向け、外部機関(取引先の金融機関等)と連携しながら、事業承継計画の策定や改善を行っています。
(2) 後継者候補の選定
策定した事業承継計画に基づき、外部機関(人材ビジネス事業者等)と連携しながら、社外の第三者である後継者候補を選定します。
(3) 後継者教育の実施
後継者候補とのマッチング後、後継候補者とともに、後継者教育プログラムを受講しなければなりません。
(4) PwCコンサルティング合同会社(以下「執行管理団体」という。)に対する報告・情報共有の実施
事業承継計画の策定状況及び後継者教育の進捗状況のほか、策定した事業承継計画の内容及び後継候補者に係る情報等を執行管理団体に対して定期的に報告・情報提供を行います。

2. 補助金額・補助率・補助対象経費
（1）事業承継計画の策定支援を受ける際の経費　：　上限額　100万円以内・補助率　2/3以内
（2）後継者マッチングに伴う手数料等にかかる経費　：　上限額　250万円以内・補助率　2/3以内

3. 補助対象経費
・専門家等からの各種支援を受ける際に要した費用
・人材紹介会社等に対して支払いが発生する手数料
・後継者を教育するために必要な外部研修・講習会や資格試験等にかかる費用　等

4. 公募期間
令和3年8月9日(月)～9月17日(金)17：00(必着)

5. 公募要領・申請方法
この補助金についての詳細は【事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)】サイトをご参照ください

〒563-0050
大阪府池田市新町2-14
いけだピアまるセンター6号室
TEL　072-734-8445　FAX　072-734-8446
E-mail　info@office-arata.com
URL　https://office-arata@com

弊所は資金調達や補助金申請を
専門にする行政書士事務所です。
お気軽にご相談ください。
（初回のご相談は無料です）

行政書士 office ARATA